

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 3 号	令和 8 年 6 月 2 5 日受理	議会運営委員会付託
件 名	四街道市議会議員政治倫理条例の制定について		
陳 情 者	住所 千葉県四街道市和良比 186-22 氏名 長崎 功子		

1 陳情の趣旨

四街道市議会議員の政治倫理を明確に確立し、自由で活発な議会討議を保証するため、「四街道市議会議員政治倫理条例」を制定してください。

2 陳情の理由

近年、地方議会において議員の倫理や言論の自由に関する問題が指摘される機会が増えています。四街道市議会においても、議員同士の発言を制限するような事案が発生したとの情報を聞き、強い危機感を抱きました。

議会は市民の代表が自由に意見を述べ、活発に議論を行う場でなければなりません。しかし、議員同士による発言の抑制や制限が行われることは、議会の本質である「言論の自由」と「健全な討議」を損ない、結果として市民の利益を損なうおそれがあります。

現行の「四街道市議会基本条例」には議員の品位保持がうたわれていますが、具体的な行動基準や、違反した場合の審査手続きが十分に整備されていないため、実効性が担保されにくい状況にあります。

よって、以下の内容を含む四街道市議会議員政治倫理条例の制定を求めます。

1. 議員の言論の自由を尊重し、正当な理由なく他議員の発言を制限・抑圧する行為の禁止
2. 地位利用、利益担保、金品授受、ハラスメント行為の禁止
3. 政治倫理審査会の設置（住民からの審査請求を受付、事実調査・勧告を行う）
4. 違反した場合の明確な措置（勧告、戒告、陳謝など）

近隣の市原市などでは既に同様の政治倫理条例が制定され、議会の自浄作用強化に寄与しています。四街道市においても、こうした条例を早期に整備することで、議員一人ひとりが高い倫理意識を持ち、自由かつ責任ある議論を展開できる環境を整えることが可能です。

市民の負託を受けた議会が、真に開かれた場となるよう、強く陳情いたします。